

令和5年度 北区防災対策事業の概要

各種訓練・講座等については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、実施回数縮小等の可能性があります。

1 自主防災組織等に関連する取り組み

(1) 震災訓練

町会・自治会を母体とした自主防災組織（179組織＝4月1日見込み）は、防災週間（8/30～9/5）を中心に、任意の日程で震災訓練を行っている。

令和5年度については、感染症等の予防に十分な配慮を求めながら、あわせて防災関係機関の協力を得て取り組むことで地域の防災力向上に努めていく。

(2) 自主防災組織活動助成金

自主防災組織の活動促進のために活動助成金交付を実施する。
交付金額は下記のとおり。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 組織割 | @20,000円 |
| ② 世帯割 | @30円×世帯数（北区ニュース同様） |
| ③ D級消防ポンプ活動助成金 | @9,000円 |
| ④ C級ポンプ隊活動助成金 | @24,300円 |

(3) 地区防災会議防災訓練補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同訓練の実施が難しい場合も想定されることから、今後の状況によっては、補助要件の見直しを検討します。

地区防災会議（自主防災組織の連合体）の運営及び合同訓練に係る経費の一部を補助する。（限度額@200,000円）。

(4) スタンドパイプ屋外格納庫補助金

自主防災組織がスタンドパイプ屋外格納庫を購入・設置した際に支払った金額の1/2を補助する（限度額@100,000円）。

(5) 防災用資機材の機能点検

自主防災組織が保管している小型消防ポンプ（D級、C級）及び発電機について、専門業者による機能点検を行う。

2 備蓄物資について

(1) 避難所運営用蓄電池の配備

内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムタブレット用の電源を確保するため、区内58避難所へ蓄電池を配備する。

(2) 北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づく備蓄資機材倉庫整理

令和元年に策定した北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づき、備蓄倉庫整理を行う。全58避難所中20カ所ずつ、令和4年度から開始し、令和5年度は2年目となる。

3 前年度から継続して取り組む主な事業

(1) 簡易型感震ブレーカーの配布・設置促進

不燃化特区内の木造住宅にお住まいの方を対象に、災害時の通電火災による延焼の拡大を抑えるため、簡易型感震ブレーカーの配布を行う。当初、平成29年度からの3ヶ年計画としていたが、令和5年度も継続して実施する。

(2) 家具転倒防止器具・感震ブレーカーの取り付け支援

「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方、若しくは65歳以上のみで構成されている世帯を対象に、家具転倒防止器具及び感震ブレーカーの取り付け支援を行う。

(3) 中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、災害の行動などについての説明と、地震や煙の体験、応急救護、初期消火等の体験学習を行う。

(4) 災害医療体制の整備

災害時の医療救護活動に備えるため、北区医師会や北区薬剤師会等の関係団体の協力を得ながら、緊急医療救護所の設置・運営に係る訓練、災対医療衛生部本部訓練などを、設置場所の病院と合同で順次実施する。

- ・緊急医療救護所 5か所（病院近接地等）
- ・医療救護所 7か所（学校避難所）

(5) 雨水貯留施設整備

集中豪雨対策として、民間住宅への雨水貯留槽設置や止水板等の設置補助、公共施設への雨水貯留施設の整備を行う。

(6) 避難所開設訓練の開催

区が実施する避難所開設訓練については、令和2年度から令和7年度までの間に、区内全指定避難所（58か所）にて、それぞれ2回の実施を予定していたが、コロナ禍の影響による訓練中止など、当初予定していた訓練数の実施が困難な状況となっている。

このため、今後は、訓練対象を避難所単位から地区防災会議（連合町会自治会単位の防災上の組織のこと。）単位に変更し、令和7年度までに累計2回の訓練を実施していくとともに、3回目以降の訓練については、地域が主体となり訓練を実施し、区は訓練開催に必要な支援などを行っていく。

(7) オンライン防災イベントの実施

令和4年度よりICTを活用したオンラインでの防災イベントを実施しており、令和5年度は「風水害」をテーマに実施する。

運営方法（案）

- 開催日数・公演回数 1日・3公演
- 申込条件・参加人数 区内在住、在勤、在学の方・150世帯/回
- 使用端末：パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど

(8) 帰宅困難者対策

災害時の帰宅困難者による混乱を防止するため、王子・赤羽・田端の各駅前滞

留者対策協議会等と協力し、帰宅困難者対策マニュアル等の整備を進める。

災害時に行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を確保するため、民間事業者等との協定締結を推進する。

4 令和5年度の新規・拡充事業

(1) 東京都北区地域防災計画の改定

東京都による首都直下地震の被害想定見直しや東京都地域防災計画(令和5年修正)を反映するとともに、区にて策定した大規模水害避難行動支援計画と整合を図り、大規模地震及び風水害へ実効性のある対応が可能な計画として改定する。

(2) 大規模水害への対応強化

近年全国各地で発生している大規模水害に備えるため、区民が荒川氾濫の危険性や避難場所の開設場所などの正確な知識を身に付けられるよう、引き続き普及啓発に努めていく。

①北区大規模水害避難行動支援計画に基づく避難支援

令和4年度に策定した「北区大規模水害避難行動支援計画」に基づき、避難行動要支援者及び要配慮者利用施設への支援を以下のとおり行う。

- ・避難行動要支援者及び支援者への個別避難計画の作成支援
- ・要配慮者利用施設向けの避難支援サービスを活用した避難確保計画の作成支援

②コミュニティタイムライン作成支援

大規模水害発生時に「逃げ遅れゼロ」を目指すために、地域ごとに「いつ・誰が・何をするか」を整理した計画であるコミュニティタイムラインの作成を、荒川氾濫時の浸水が想定される連合会単位で促進していく。令和5年度は豊島地区及び浮間地区にて作成支援を実施する。

- ・大部分の浸水が想定される町会自治会連合会 11 連合会
- ・令和4年度までの実施数 1 連合会(堀船地区)

③マイ・タイムライン普及リーダー育成事業

水害からの早期避難を促進する上で、事前に家族等と避難先を決めるなど避難行動計画(マイ・タイムライン)を作成することは大変重要である。マイ・タイムラインを区民に普及すると共に、普及リーダー認定制度にて、リーダーにそれぞれの地域特性に応じた避難行動を地域の方と一緒に考えてもらい、マイ・タイムライン普及の役割を担ってもらおう。

- ・マイ・タイムライン作成講座
- ・マイ・タイムライン普及リーダー育成講習会
- ・マイ・タイムライン・フォローアップ

④防災気象コンサルティングの活用等

防災気象ホームページの運用・保守に加え、荒川流域の気象状況、水位状況等を一元的に把握する防災関連職員向けのホームページを作成・運用するとともに、気象予報士による電話コンサルティング(24時間対応)及び防災関連職員向けに勉強会を実施し、適時・適切な避難所開設判断や避難情報の発令等に役立てる。

(3) 被災者生活再建支援システムの更新等

被災者生活再建支援システムを東京都共同利用版に更新し、利用端末台数の拡充や相互運用性の向上を図り、迅速な罹災証明発行事務を実施できるようにする。あわせて、罹災証明書発行のもととなる災害発生時の火災調査に関する協定について、区内3消防署と締結し円滑な罹災証明書発行に寄与する。

5 防災まちづくり

(1) 密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、公共施設等の整備が不十分な地区を対象に、避難路や延焼遮断帯の整備、老朽木造住宅等の建替えの促進を図るとともに、住環境の整備など災害に強い総合的なまちづくりに取り組んでいる。

令和5年度は、現行の志茂地区と岩淵地区を合わせた「志茂・岩淵地区」として事業を開始するとともに、十条駅東地区において、新たに約1,087㎡の敷地を広場用地として取得する。

(事業導入地区)

- ・西ヶ原地区 (30.0 ha)
- ・志茂・岩淵地区 (116.7 ha)
- ・十条駅東地区 (51.7 ha)
- ・十条北地区 (30.3 ha)
- ・十条駅西地区 (26.8 ha)

(2) 不燃化推進特定整備事業

甚大な被害が想定される木造密集地域のうち、地域危険度が高いなど、特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、東京都と北区が連携しながら整備を行っている。

令和5年度は引き続き、老朽木造建築物の除却支援等の助成事業を中心に、一層の取組みを促進するため「住まいの相談会」、「不燃化セミナー」の開催等により引き続き事業の周知に努める。

(指定地区)

- ・十条駅周辺地区 (81.2 ha)
- ・志茂・岩淵地区 (116.7ha)
- ・補助81号線沿道地区 (1.0 ha)
- ・赤羽西補助86号線沿道地区 (6.0 ha)

(3) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進

地震発生時における建築物の倒壊により、避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動などを支える道路が塞がれることを防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震性の向上を促進するため助成制度を設けている。

(4) 無電柱化チャレンジ事業

木造住宅密集地域内にある歩道のない狭い道路において、震災時の電柱倒壊等による避難路の閉塞を防止するため、無電柱化チャレンジ事業を推進する。

令和5年度は、すでに東京都の事業認定を受けた先工区区間の支障移設工事に着手するとともに、後工区、検討工区の事業化に向け用地取得の取組みを引き続き進める。

(対象路線)

・区道 1274 号線 (志茂スズラン通り商店街、志茂平和通り商店街)

(5) 木造住宅の耐震化促進

新耐震基準以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化促進事業を行っている。

(6) 橋梁等の健全度調査及び維持補修

橋梁 (整備後 20~50 年経過が約 7 割) 等の道路施設が老朽化していることから、定期的な健全度調査や橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕により、安全な交通の確保を図っている。

令和 5 年度は、一般橋 6 橋と路線橋 2 橋の橋梁健全度調査、7ヶ所の擁壁健全度調査を実施する。また、十条跨線橋 (中十条 2-10・東十条 2-16) の維持補修工事を引き続き進める。

(7) 橋梁架替整備

経年劣化が著しい橋梁について、計画的な架替えを行っている。

令和 5 年度は、十条跨線橋 (中十条 2-10・東十条 2-16)、新柳橋 (豊島 2-11・堀船 2-28)、新田橋 (豊島 7-33・足立区新田 3-2) の 3 橋の架替えを引き続き進める。